

地域コミュニティ活性化

# 地域のための 新しい住まい活用

地域とつながる、DIYからはじまる住まい。

月々の使用料が

**低価格** だから

地域のための事業が続けられる!



**DIY  
リフォーム**

**OK** だから

活用に合わせた空間ができる!

地域のために  
使う団体・法人  
限定

## 低価格で市営住宅を貸出します。

↑  
1

**3DK**

市営神谷住宅

牛久市さくら台2-19-7

58.50㎡



限定

**5**

部屋

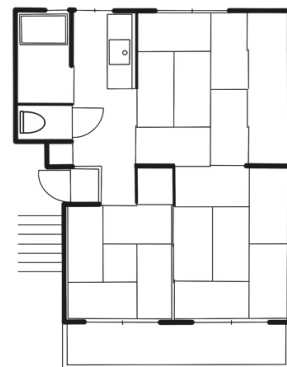
**3K**

↑  
2

市営南裏第2住宅

牛久市牛久町2524-18

52.10㎡



どちらも

月額  
使用料

**1**

万円



活用用途 法人等による福祉事業利用 ほか

詳しくはウラ面へ



## 活用用途

- ① 法人等による福祉事業
- ② 法律に基づいた住宅活用事業  
※ 公営住宅法第45条に基づく事業利用（例：グループホームなど）
- ③ 上記のほか、地域に必要と認められる事業

団体や法人、利用者が  
団地自治会に加入し、  
必ず自治会活動に  
参加することが条件！

入居申し込みは下記QRコードをご覧ください

## 対象住宅

### 1 市営神谷住宅

牛久市さくら台2-19-7

3DK  
58.50㎡

月額 1万円

### 2 市営南裏第2住宅

牛久市牛久町2524-18

3K  
52.10㎡

限定 5部屋

”対象住宅は1970年代に建設された鉄筋コンクリート造の住宅です！”

設備の必要な修繕は市で実施していますが、壁や床など老朽化が目立ちます。  
こうした部屋を現状でお貸出しするため低価格の使用料となっています。  
壁・床・建具などは自由に変更可能です。賃貸で活用に合わせた空間づくりを！

## DIY・リフォーム

- ① 特定のリフォーム行為（模様替え程度）が可能です（詳細は模様替え対象参照）
- ② DIYによるリフォーム行為も可能です
- ③ 退去時の現状回復の必要はありません

## 模様替え対象



区分	模様替え内容
内装	床材・壁材の張替
建具	屋内建具改修・交換、襖表・網戸の張替
その他	その他の適当と認める改修

### “その他の適当と認める改修って？”

キッチン・ユニットバス・洗面台・便器等の改修や  
コンセント設備・電気配線設備の改修については、  
有資格者による施工が必要となる場合があります。  
模様替え対象の範囲についてはご相談ください！

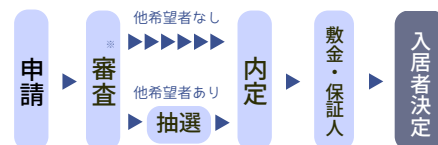
## 申請方法

下記の必要書類を揃えて窓口までご提出ください  
様式は牛久市ホームページもしくは担当課窓口で取得できます

- ① 市営住宅等利活用申請書
- ② 行政財産使用許可申請書
- ③ 未納がないことを証する書類（納税証明書）
- ④ 法人登記事項証明書（任意団体等は規約等）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

## 手続きの流れ

希望者が複数いた場合、抽選により入居者を決定します



※事業によっては、審査時に国土交通省への承認申請が必要となる場合があります。

お問い合わせ  
お申し込み

牛久市 建築住宅課

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）

TEL：029-873-2111 FAX：029-872-2550

Mail：kenchiku@city.ushiku.ibaraki.jp

申し込み案内

